

可燃物処理施設立地促進基金活用状況

(H28.10.1 現在)

1. 地権者集落に対する地域振興負担金

地権者集落が稼働予定期間（30年間）の地域コミュニティ、健康増進、防災安全等を行う経費を支援するため、各集落一律に支払うもの。

(単位:千円)

支払総額 (H26~H28)	H27年度 支払済額	H28年度 支払済額	備 考
294,000	165,000	29,000	平成26年3月末までに同意書を提出いただいた5集落に対し、各集落4,900万円のうち約4割2,000万円を平成26年度に支払。平成28年2月に残る1集落から同意書が提出され、全集落同意となる。これを受け、平成27年度に4集落へ(1集落は平成28年度)残額を、また残る1集落に全額を支払。

2. 地域活性化事業交付金等

東部広域が実施又は地権者集落等が地域振興を図るために実施する事業等に対し支援するもの。

〔平成27年度〕

(単位:千円)

主な事業内容	支払済額
公民館の新築等 (加賀瀬、今在家 外)	47,296
地元管理道・井手改修等 (山手 外)	35,720
広場・倉庫の整備等 (片山、釜口 外)	14,088
有線放送機器等の更新等 (三谷、釜口、片山 外)	8,840
消火栓ボックスの更新等 (福和田、片山 外)	436
合 計	106,380

〔平成28年度見込〕

(単位:千円)

主な事業内容	見込額
公民館の新築等 (山手 外)	26,800
広場の新設等 (徳吉 外)	1,500
農業用機械の購入助成等 (徳吉 外)	22,000
防犯灯のLED化等 (福和田 外)	6,000
周辺集落の地域振興 (高津原 外)	36,700
国英地区全体に係るもの	30,000
合 計	123,000

鳥取県東部広域行政管理組合からのお知らせ

新可燃物処理施設 建設だより

No.1
2016. 6.10

編集・発行

鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取市鍛冶町18-2
電話:0857-26-0532・FAX:0857-29-2759
E-mail:seikatsukankyo@east.tottori.tottori.jp
可燃物処理施設建設河原事務所
鳥取市河原町渡一木277
電話・FAX:0858-85-3828

鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」）では、国英地区に可燃物処理施設の建設を進めています。

今後、施設建設に向けた動きが活発化することから、これまで発行してきました「国英地区地域振興本部だより」をリニューアルし、今回より「新可燃物処理施設建設だより」として、地域の皆様に最新の情報をお知らせします。

国英地区可燃物処理施設検討対策協議会が 設立されました

去る5月26日（木）、国英地区公民館において国英地区14集落から選出された委員34名により「国英地区可燃物処理施設検討対策協議会」が設立されました。（当日は東部広域の管理者である鳥取市長他職員7名も出席）

東部広域では、可燃物処理施設を安心安全な施設として地元の皆様のご理解をいただきながら建設することとしており、このため環境基準や稼働期限等に関して協定を締結していきたいと考えています。

今後、この検討対策協議会と具体的な協定内容を協議してまいります。



挨拶する管理者の深澤市長



協議会の様子

今後の活動予定

6月～11月

協議会開催（複数回）

12月

国英地区各部落と
東部広域等と
協定書の締結を行う

■ 埋蔵文化財の調査を行っています



調査の様子

河原町山手地内の可燃物処理施設建設予定地で、埋蔵文化財の本調査を5月連休明けから行っています。

建設予定地内で2区域の埋蔵文化財調査を予定しており、今回はそのうち1区域の本調査を行っています。

昨年度に行った仮調査では住居跡が確認されており、今回の本調査では遺跡の状況を詳細に調査・記録します。



可燃物処理施設建設河原事務所を設置しています

東部広域と地域住民の方との連絡調整や相談窓口となる「可燃物処理施設建設河原事務所」を設置しています。事務所には、東田義博調整官（前東部広域局長）が常駐しています。

場所は、河原総合支所の1階、正面入口を入ってすぐ右側です。お気軽におたずねください。



この看板が事務所の目印です

発行 鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取市鍛冶町18-2
電話：0857-26-0532
FAX：0857-29-2759

可燃物処理施設建設河原事務所
鳥取市河原町渡一木277
電話・FAX：0858-85-3828

鳥取県東部広域行政管理組合からのお知らせ

新可燃物処理施設 建設だより

No.2
2016. 8.10

編集・発行

鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取市鍛冶町18-2
電話:0857-26-0532・FAX:0857-29-2759
E-mail:seikatsukankyo@east.tottori.tottori.jp
URL:http://www.east.tottori.tottori.jp
可燃物処理施設建設河原事務所
鳥取市河原町渡一木277
電話・FAX:0858-85-3828

可燃物処理施設整備事業に伴う 基本協定の調印式を行いました。



調印式の様子

平成28年8月1日(月)、国英地区公民館において、東部広域、鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町(以下「構成市町」)、国英地区全14集落との間で、基本協定を締結しました。

国英地区の皆さまに改めて心から敬意と感謝を申し上げます。

今後、可燃物処理施設を安全安心な施設として建設するため、地元の皆さまのご理解をいただきながら、施設の運転管理、車両の運行、環境保全、公害防止等に関する細目協定の内容についても協議してまいります。

基本協定の内容は、裏面のとおりです。

基本協定書について

基本協定書の内容は、以下のとおりです。

- ・14集落は、東部広域が実施する可燃物処理施設整備事業に同意し、協力します。
- ・可燃物処理施設の処理能力は240 t/日（120 t/日×2 炉）、処理方式はストーカ方式（24時間連続運転）です。
- ・可燃物処理施設で焼却処理されるごみの収集区域は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町です。
- ・可燃物処理施設で焼却処理されるごみの種類は、一般廃棄物のうち次の6種類です。
 - ① 収集可燃ごみ（家庭から排出される可燃ごみ）
 - ② 事業系可燃ごみ（事業所などから排出される可燃ごみ）
 - ③ 直搬可燃ごみ（家庭や事業所から直接施設へ持ち込まれる可燃ごみ）
 - ④ し渣（し尿処理施設で回収される可燃ごみ）
 - ⑤ 軽量残渣（東部環境クリーンセンターで発生する可燃性ごみ）
 - ⑥ 災害ごみ（災害に伴い発生する可燃ごみ）
- ・東部広域及び構成市町は、ごみの分別収集を徹底し、その減量化に努めます。
- ・東部広域は、収集区域以外の地域からの要請により、災害等で発生した可燃ごみを受け入れるときは、事前に国英地区の全集落と協議します。
- ・可燃物処理施設の稼働期限は、供用開始の日から30年間とします。
- ・東部広域は、本整備事業以後、国英地区には可燃物処理施設を建設しません。
- ・東部広域及び構成市町は、稼働期限が満了するまでに次期施設が完成するよう、建設場所の選定を行います。
- ・この協定の趣旨に基づき、別途、細目協定書を締結します。
- ・協定内容について、特別な事情が生じたときは、協議の上、変更することができるものとします。
- ・この協定に定めのない事項又はこの協定の事項に疑義が生じたときは、協議して定めるものとします。